

答 申 書

1 審査会の結論

豊橋市長（以下「市長」という。）が行った資源化センター施設整備事業に係る豊橋市と農事組合法人豊栄施設園芸組合（以下「組合」という。）との協議録及び協議資料一式並びに平成28年11月7日に市長と組合代表理事組合長（以下「組合長」という。）との間で締結された覚書及びその決裁書類一式に係る公文書一部公開決定については、一部について妥当でなく、協議録の「出席者」欄及び別表3に掲げる「本件対象部分のうち審査会が非公開決定は妥当であると判断した部分」を除いた残りの部分は公開すべきである。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求までの経過

ア 資料の公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、資源化センター施設整備事業（以下「本件事業」という。）における豊橋市と組合との間で行われた平成27年10月23日から請求日現在に至るまでの会議の会議録とその配付資料及び平成28年11月7日に締結された覚書とその決裁資料の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 一部公開決定

市長は、本件請求に対して、対象公文書を別表1に掲げる資源化センター施設整備事業に係る豊橋市と組合との協議録及び協議資料一式並びに平成28年11月7日に市長と組合代表理事組合長との間で締結された覚書及びその決裁書類一式（以下「本件対象公文書」という。）と特定した上で、本件対象公文書のうち、①別表2に掲げる資源化センター施設整備事業に係る具体的な補償の対象範囲及び金額等並びに温室団地の再整備に係る具

体的な計画等に関する部分（以下これらを「本件対象部分」という。）、並びに②法人代表者の印影部分を非公開とする旨の一部公開決定を行った。

ウ 審査請求

これに対し、請求人は、本件対象部分について、非公開とする一部公開決定を取り消し、本件対象部分の公開を求める趣旨の審査請求を行った。

(2) 審査請求の理由

請求人の主張を、平成 29 年 3 月 1 日付け審査請求書、同年 5 月 23 日付け反論書から要約すれば、概ね次のとおりである。

ア 審査請求の内容について

審査請求の内容は、上記(1)ウのとおりである。

イ 本件対象公文書の一部公開について

(ア) 市長は、条例第 6 条第 1 項第 7 号に規定する「事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとして、一部公開決定をしている。この「おそれ」の判断は、明白かつ現在の危険の存在が必要であるが、市長はその存在について何ら具体的説明をしていない。

(イ) 本件対象部分のうち、覚書及び覚書に付属する市と組合との確認事項を記載した文書（以下「確認事項」という。）は、既に締結されているので、その締結までに至った経緯であるその協議内容を非公開とする合理的な理由はない。

ウ まとめ

以上より、市長は、本件対象部分について公開すべきである。

3 市長の主張の要旨

市長の主張を、平成 29 年 4 月 21 日付け弁明書から要約すれば、概ね次のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書のうち、別表 1 に掲げる資料番号 1 から 18 までの文書は、

豊橋田原ごみ処理広域化計画に基づき行う本件事業において、市と本件事業用地の候補地に存する温室を所有・管理する組合との、補償及び温室再整備に関する協議録及びその付属資料である。

また、別表 1 に掲げる資料番号 19 の文書は、市と組合とが協議を重ね合意した基本的な方針を記載した覚書と確認事項及びその締結に係る決裁資料である。なお、覚書締結後であっても、ここで合意した基本的な方針に基づき、市と組合とで今後も協議を重ねていく予定である。

(2) 非公開とした理由

ア 条例第 6 条第 1 項第 2 号該当性について

本件対象部分に記載されている情報のうち、条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当する情報は、組合の本件事業に係る補償や財産、温室再整備に関する具体的な考え方で、組合の意思決定に関する機微な内部管理情報である。

これらの情報が公開されると、市との補償交渉や温室再整備に関し、組合外部から干渉を受ける可能性があり、組合内部での率直な意見交換ができなくなり、組合の意思決定を行うことについて支障が生ずる蓋然性がある。

したがって、これらの内部管理情報を公開すると組合の正当な利益を害するおそれがあるといえる。

イ 条例第 6 条第 1 項第 7 号該当性について

本件対象部分に記載されている情報のうち、条例第 6 条第 1 項第 7 号に該当する情報は、本件事業を実施するにあたり、組合及び組合員への補償や組合の温室再整備の方針について、当事者間で率直な意見交換がなされ、それを具体的にまとめたもの及び一定の合意形成に至ったものである。

これらの情報が公開されると、交渉の相手方である組合との信頼関係が損なわれ、その結果として、本件事業の実施のための補償交渉が難航し、今後の本件事業に係る補償交渉事務の適正な遂行に支障が生ずる蓋然性がある。

したがって、これらの情報を公開すると補償交渉事務の性質上、当該事

務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

ウ まとめ

よって、本件対象部分は、条例第6条第1項第2号及び第7号に該当するため非公開と判断した。

4 審査会の判断

(1) 条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係を増進することを目的とし（条例第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分に尊重した上で、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている（条例第3条）。

そして、条例第6条第1項は、公文書の原則公開を定めるとともに、公開請求に係る情報が非公開情報に当たるかどうかの判断権を実施機関が有することを規定している。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

(2) 条例第6条第1項第2号該当性について

ア 条例第6条第1項第2号の非公開情報について

条例第6条第1項第2号の非公開情報は、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①生産技術や販売上のノウハウ等他の法人等との競争上の地位を害するおそれがある情報、②内部管理への不当な干渉となるおそれがある情報、③社会的評価を低下させるおそれがある情報、等をいう。また、「おそれ」の程度については、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する具体的な

蓋然性が必要であると解する。

イ 本件対象部分の条例第6条第1項第2号該当性について

(ア) 協議録の「出席者」欄について

交渉事務において、いかなる地位にある者をいかなる人数出席させるかは、重要な要素であると認められるため、その情報は、法人等の内部管理情報として保護に値する。このことは本件組合においても異ならない。

したがって、これを公開すると組合の内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため、条例第6条第1項第2号本文に該当するとともに、同号ただし書きに該当するとは認められないため、非公開が妥当である。

(イ) その他の部分

本件対象公文書は、主として市と組合とでなされた本件事業の補償交渉内容そのものが記録された文書であるから、本件対象部分を公開すると補償交渉事務に支障が生じるおそれがあるか否かという観点から非公開の可否を判断すべきであり、かつ、本件においてはそれで足りるものとする。

したがって、本件においては、上記(2)イ(ア)の部分に係る情報を除き、条例第6条第1項第2号該当性を判断しないものとする。

(3) 条例第6条第1項第7号該当性について

ア 条例第6条第1項第7号の非公開情報について

条例第6条第1項第7号の非公開情報は、市の機関等が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。

「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、現在の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもののみならず、同種の事務又は事業が反復される場合において、公開請求に係る公文書の公開により、将来の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものも含まれる。また、「支障を

及ぼすおそれ」については、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が必要であると解する。

イ 本件対象部分の条例第6条第1項第7号該当性について

前述したとおり、本件対象部分を公開すると補償交渉事務に支障が生じるおそれがあるか否かという観点から、本件対象部分に係る非公開決定が妥当か否かを審査する。

(ア) 本件対象公文書の本件対象部分のうち、市と組合との間でなされた発言が記載された部分については、組合との補償交渉内容や温室再整備などの考え方について率直な意見が記載され、また、それに対し、市の支援の方針、補償の考え方や温室再整備に対する見解が具体的に述べられている。このような意見交換がなされていることに鑑みると、市及び組合の双方の信頼関係を前提に補償交渉が進められてきたと考えられる。

そして、本審査会で調査したところ、本件事業に関し、市と組合との間で、今後も継続して協議が行われることが予定されていることが確認できた。

そうすると、仮に、本件対象部分（次の（イ）の情報を除く。）を公開すると、市と組合との信頼関係を損なうおそれがあり、今後の補償交渉事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、当該部分の非公開が妥当である。

(イ) しかしながら、本件対象部分には、市が組合へ説明した内容の概要を記載したにすぎない情報や補償交渉そのものではない情報も含まれており、このような部分が公開されたとしても市と組合の信頼関係を損なうおそれがあるとは言えず、今後の補償交渉事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるとは認められないため、当該部分の非公開は妥当でない。

ウ まとめ

以上より、本件対象部分のうち非公開が妥当な部分は、別表3に掲げるとおりであり、その余を除く部分を非公開とするのは妥当でない。

したがって、別表 3 に掲げる部分についてのみ、条例第 6 条第 1 項第 7 号に該当するとして非公開とした決定は妥当である。

(4) 結論

以上より、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(5) 付記

審査会の判断は以上のとおりであるが、次のとおり付記する。

本件対象公文書の協議録について、協議録毎に記載方法が異なるように見受けられたので、記載方法を統一するなどの改善を求めたい。

【別表 1】 市長が特定した本件対象公文書

資料番号	日 付	件 名
1	H 2 7 . 1 1 . 6	温室組合全体、農協との協議
2	H 2 7 . 1 1 . 1 6	温室組合役員との協議
3	H 2 7 . 1 2 . 1 1	温室組合役員との協議
4	H 2 8 . 1 . 1 5	温室組合役員との協議
5	H 2 8 . 2 . 1 9	温室組合役員との協議
6	H 2 8 . 3 . 2 5	温室組合役員との協議
7	H 2 8 . 4 . 6	温室組合役員との協議（新年度挨拶）
8	H 2 8 . 5 . 3 0	組合長との協議
9	H 2 8 . 6 . 8	組合長との協議
1 0	H 2 8 . 6 . 2 2	組合長との協議
1 1	H 2 8 . 7 . 4	組合長との協議
1 2	H 2 8 . 7 . 8	温室組合役員との協議
1 3	H 2 8 . 7 . 2 1	温室組合役員、産業部との協議
1 4	H 2 8 . 7 . 2 7	組合長との協議
1 5	H 2 8 . 8 . 8	温室組合全体、産業部との協議
1 6	H 2 8 . 8 . 2 9	組合長との協議
1 7	H 2 8 . 9 . 1 2	組合長との協議
1 8	H 2 8 . 1 1 . 7	温室組合役員との協議
1 9	H 2 8 . 9 . 2 8	覚書締結決裁

【別表 2】 本件対象部分のうち市長が非公開として判断した部分

資料番号 1

文 書 名	非 公 開 部 分	根 拠 規 定
協議録	「出席者」欄のうち組合側出席者の一部	条例第 6 条第 1 項第 2 号
	「1. あいさつ」のうち発言内容全部	条例第 6 条第 1 項第 2 号
	「4. 質疑応答、意見交換」の【組合】、【市】及び【農協】との発言部分のうち、「土地代の価格」から始まり「施設を考えている。」で終わる部分、「県の補助制度」で始まり「ない。」で終わる部分、「いつまでに結論を出すのか？」の部分、「すべてを決める」で始まり「見通しをたてたい。」で終わる部分及び「市内に農業生産」で始まり「お願いしたい。」で終わる部分を除く内容全部	条例第 6 条第 1 項第 2 号 及び 条例第 6 条第 1 項第 7 号
資源化センター施設整備事業について	2 頁目全部	条例第 6 条第 1 項第 7 号
温室 B 団地の施設更新計画について	文書名及び各項目名を除く内容全部	条例第 6 条第 1 項第 7 号

資料番号 2

文 書 名	非 公 開 部 分	根 拠 規 定
協議録	「出席者」欄のうち組合側出席者の一部	条例第6条第1項第2号
	協議内容の【全体について】のうち「○組合全体」で始まり「いきたい。」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	協議内容の【代替地について】、【国補助について】及び【今後の進め方に関して】の内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	協議内容の【要望事項について】及び【豊栄町について】の内容全部	条例第6条第1項第2号
	協議内容の【その他】のうち「※年内に」で始まり「していく。」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第7号

資料番号 3

文 書 名	非 公 開 部 分	根 拠 規 定
協議録	「出席者」欄のうち組合側出席者の一部	条例第6条第1項第2号
	「1. 資料（別添）に基づき、説明」の【説明内容】のうち「・国補助獲得」で始まり「要件がある。」で終わる部分を除く	条例第6条第1項第7号

	内容全部	
	「2. 協議要旨」の【案1・2について】及び【蒸気供給について】の内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「2. 協議要旨」の【国補助について】のうち「○国の補助は」で始まり「依頼している。」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「2. 協議要旨」の【まとめ】のうち「・国補助獲得」で始まり「協議してみる。」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
A団地の代替地と温室の配置について (案1)	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
A団地の代替地と温室の配置について (案2)	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
農業生産法人について	「(3) 整備する施設の要件」のうち「設置面積が500㎡以上」以降の内容及び「(4) その他」の内容全部	条例第6条第1項第7号

資料番号4

文 書 名	非 公 開 部 分	根 拠 規 定
協議録	「出席者」欄のうち組合側出席者の一部	条例第6条第1項第2号

	「１．資料（別添）に基づき、説明」の【内容】のうち各説明の具体的な説明内容全部	条例第６条第１項第７号
	「２．協議要旨」の【市道の払下げ、交換について】の内容全部	条例第６条第１項第２号
	「２．協議要旨」の【低コスト耐候性ハウスについて】のうち「○基準で決め」で始まり「一長一短だ。」で終わる部分を除く内容全部	条例第６条第１項第２号 及び 条例第６条第１項第７号
	「２．協議要旨」の【組合の方針（協議の継続）について】のうち「○市とは出来る」で始まり「形にしていきたい。」で終わる部分を除く内容全部	条例第６条第１項第２号
	「２．協議要旨」の【休業期間について】、【事業費、自己負担額について】、【蒸気供給について】、【作業などの共同化について】及び【その他】の内容全部	条例第６条第１項第２号 及び 条例第６条第１項第７号
	「２．協議要旨」の【国補助について】のうち「○他に使える」で始まり「報告する。」で終わる部分を除く内容全部	条例第６条第１項第２号 及び 条例第６条第１項第７号
	「２．協議要旨」の【まとめ】のうち「・密に意見交換」で始	条例第６条第１項第７号

	まり「こととする。」で終わる部分を除く内容全部	
A団地の代替地と温室の配置について (案3)	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
温室B団地敷地内の市道の払下げ、交換について	「6. まとめ」のうち【払下げ】及び【交換】の内容全部	条例第6条第1項第7号
強い農業づくり交付金について(補足)	「1. 低コスト耐候性ハウスとは」のうち「・単位面積当たりの価格が、同等の耐候性を備えた鉄骨温室の70%以下」以降の内容及び「2. 建設費の試算」のうち表の項目を除く内容全部	条例第6条第1項第7号

資料番号5

文 書 名	非 公 開 部 分	根 拠 規 定
協議録	「出席者」欄のうち組合側出席者の一部	条例第6条第1項第2号
	「1. 資料(別添)に基づき、説明」のうち「・温室建設費及び財源のイメージについて」及び「・温室へのエネルギー供給方法について」の内容全部	条例第6条第1項第7号
	「2. 協議要旨」の【低コスト耐候性ハウスについて】のうち「○軒高3.5m」で始まり	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号

	「ことになる。」で終わる部分を 除く内容全部	
	「2. 協議要旨」の【国の補助 メニューについて】のうち「● 担い手確保」で始まり「難しい だろう。」で終わる部分を除く内 容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「2. 協議要旨」の【温室建設 費及び財源のイメージについ て】及び【その他】の内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「2. 協議要旨」の【温室への エネルギー供給方法について】 のうち「○蒸気」で始まり「値 が張る。」で終わる部分を除く内 容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「2. 協議要旨」の【まとめ】 のうち「◎低コスト耐候性ハウ ス」で始まり「聞き取り調査す る。」で終わる部分及び「◎補助 メニュー」で始まり「追加報告 する。」で終わる部分を除く内容 全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「2. 協議要旨」の【年度内に 整理すべき項目】の内容全部	条例第6条第1項第7号
温室建設費及び財源 のイメージ	文書作成日、「豊橋市環境部施設 建設室」及び文書名を除く内容 全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号

温室へのエネルギー供給方法について	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部	条例第6条第1項第7号
-------------------	---------------------------------	-------------

資料番号6

文 書 名	非 公 開 部 分	根 拠 規 定
協議録	「出席者」欄のうち組合側出席者の一部	条例第6条第1項第2号
	「2. 資料（別添）に基づき、説明」のうち「・温室団地再整備スケジュールについて」及び「・温室へのエネルギー供給について」の内容全部	条例第6条第1項第7号
	「3. 協議要旨」の【補償について】のうち「●耐用年数」で始まり「見積もる。」で終わる部分、「○国補助を」で始まり「見せないといけない。」で終わる部分及び「○業者を入れて」で始まり「必要だ。」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「3. 協議要旨」の【温室へのエネルギー供給について】のうち「○温水も」で始まり「安心だ。」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「3. 協議要旨」の【まとめ】	条例第6条第1項第2号

	の内容全部	及び 条例第6条第1項第7号
温室団地再整備スケ ジュールのイメージ	文書作成日、「豊橋市環境部施設 建設室」及び文書名を除く内容 全部	条例第6条第1項第7号
温室へのエネルギー 供給について（一般 的な考え方）	文書作成日、「豊橋市環境部施設 建設室」、文書名及び「1. 自立 式エネルギー設備を導入する場 合」の内容を除く内容全部	条例第6条第1項第7号

資料番号7

文 書 名	非 公 開 部 分	根 拠 規 定
協議録	「出席者」欄のうち組合側出席 者の一部	条例第6条第1項第2号
	「1. 発言要旨」のうち「●話 をまとめる」で始まり「言われ ている。」で終わる部分、「○平 成34年には」で始まり「3年く らいかかる。」で終わる部分、 「○この前の工事」で始まり 「台数は減る。」で終わる部分及 び「○市に色々な」で始まり 「相談させてもらおう。」で終わる 部分を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「1. 発言要旨」の【まとめ】 の内容全部	条例第6条第1項第2号

資料番号 8

文 書 名	非 公 開 部 分	根 拠 規 定
協議録	冒頭の要望事項の具体的内容	条例第6条第1項第7号
	【組合長発言要旨】の内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
温室B団地再整備に係る事業費と財源(概算)	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
温室建設費及び財源のイメージ	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
温室団地再整備スケジュールのイメージ	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部	条例第6条第1項第7号
平成27年12月11日付け参考資料	「(3) 整備する施設の要件」のうち「設置面積が500㎡以上」以降の内容及び「(4) その他」の内容全部	条例第6条第1項第7号

資料番号 9

文 書 名	非 公 開 部 分	根 拠 規 定
協議録	「発言要旨」の【B団地の補償範囲について】、【蒸気供給について】及び【B団地再整備について】の内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「発言要旨」の【休業補償につ	条例第6条第1項第2号

	いて】のうち「○休業補償は」 で始まり「必要があるだろう。」 で終わる部分を除く内容全部	及び 条例第6条第1項第7号
--	--	-------------------

資料番号 10

文 書 名	非 公 開 部 分	根 拠 規 定
協議録	冒頭の要望事項の具体的内容	条例第6条第1項第7号
	「発言要旨」の【今回の説明内容について】及び【蒸気供給について】の内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「発言要旨」の【豊栄町について】の内容全部	条例第6条第1項第2号
	「発言要旨」の【再整備について】のうち「●造成費が」で始まり「確認しておく。」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「発言要旨」の【まとめ】のうち「※同日、農業支援課」で始まり「御津の温室はまだ整備中。」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第7号
温室B団地再整備に係る事業費と財源（概算）	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
温室団地再整備スケジュールのイメージ	文書名を除く内容全部	条例第6条第1項第7号

文 書 名	非 公 開 部 分	根 拠 規 定
協議録	【説明内容】のうち「・休業補償の」で始まり「必要な資料」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第7号
	「発言要旨」の【説明内容について】のうち「○設備の補償額」で始まり「訳ではない。」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「発言要旨」の【今後について】の内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「発言要旨」の【B団地再整備について】のうち「○豊川浄化」で始まり「手配できると思う。」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「発言要旨」の【豊栄町について】のうち「○町内に6組」で始まり「推薦している。」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第2号
	「発言要旨」の「※まとめ」のうち「・同日、」で始まり「行うことで合意。」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第7号
	補償の考え方について	【確認が必要となる主な資料（青色申告の場合）】の具体的内

	容部分以降の内容全部	
--	------------	--

資料番号 12

文 書 名	非 公 開 部 分	根 拠 規 定
協議録	「出席者」欄のうち組合側出席者の一部	条例第6条第1項第2号
	【説明内容】の内容全部	条例第6条第1項第7号
	「発言要旨」の【補償内容について】及び【蒸気供給について】の内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「発言要旨」の【B団地再整備について】のうち「○今のままの」で始まり「必要がある。」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「発言要旨」の【今後について】のうち「●市を挙げて」で始まり「もらいたい。」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「発言要旨」の【まとめ】の内容全部	条例第6条第1項第7号
温室B団地再整備に係る事業費と財源（概算）	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
補償の考え方について	【確認が必要となる主な資料（青色申告の場合）】の具体的内容部分以降の内容全部	条例第6条第1項第7号
温室団地再整備スケ	文書名を除く内容全部	条例第6条第1項第7号

ジュールのイメージ		
温室建設費及び財源のイメージ	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部	条例第6条第1項第2号及び 条例第6条第1項第7号
平成27年12月11日付け参考資料	「(3) 整備する施設の要件」のうち「設置面積が500㎡以上」以降の内容及び「(4) その他」の内容全部	条例第6条第1項第7号

資料番号 13

文 書 名	非 公 開 部 分	根 拠 規 定
協議録	「出席者」欄のうち組合側出席者の一部	条例第6条第1項第2号
	【あいさつ】のうち環境部長及び産業部長の発言以外の内容全部	条例第6条第1項第2号
	【資料説明】のうち「休業補償、」と「・B団地再整備スケジュールのイメージ」との間の部分	条例第6条第1項第7号
	「発言要旨」の【B団地再整備について】のうち「○強い農業づくり」で始まり「考える方がよい。(産業部長)」で終わる部分の産業部長及び環境部長を除く発言者名及び「○強い農業づくり」で始まり「縛りが多い。」	条例第6条第1項第2号及び 条例第6条第1項第7号

	で終わる部分以前の内容全部	
	「発言要旨」の【補償内容について】のうち「○収益減補償は」で始まり「くれるのか？」で終わる部分の発言者名及び「●一定の計算式」で始まり「算定していく。(産業部長)」で終わる部分以降の内容全部	条例第6条第1項第2号及び 条例第6条第1項第7号
	「発言要旨」の【今後について】のうち「●温室組合全体」で始まり「進めないといけない。」で終わる部分と「(環境部長)」との間の部分及びそれ以降の内容全部	条例第6条第1項第2号及び 条例第6条第1項第7号
	「発言要旨」の【まとめ】のうち「・日時：8月」で始まり「研修室」で終わる部分以降の内容全部	条例第6条第1項第7号
温室B団地再整備に係る事業費と財源(概算)	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部	条例第6条第1項第2号及び 条例第6条第1項第7号
補償の考え方について	【確認が必要となる主な資料(青色申告の場合)】の具体的内容部分以降の内容全部	条例第6条第1項第7号
温室団地再整備スケジュールのイメージ	文書名を除く内容全部	条例第6条第1項第7号
平成27年12月11	「(3)整備する施設の要件」の	条例第6条第1項第7号

日付け参考資料	うち「設置面積が 500 m ² 以上」 以降の内容及び「(4) その他」 の内容全部	
---------	--	--

資料番号 14

文 書 名	非 公 開 部 分	根 拠 規 定
協議録	「組合長発言要旨」の【全体説明会について】のうち「○7月11日」で始まり「説明している。」で終わる部分及び「○今晚、全員」で始まり「つもりでいる。」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「組合長発言要旨」の【スケジュールについて】の内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「組合長発言要旨」の【その他】及び末尾の内容全部	条例第6条第1項第2号

資料番号 15

文 書 名	非 公 開 部 分	根 拠 規 定
協議録	「出席者」欄のうち組合側出席者の一部	条例第6条第1項第2号
	「発言要旨」の【全体に関すること】の内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号

	「発言要旨」の【補償に関する こと】のうち「○得意先喪失補 償」で始まり「算定して補償す る。」で終わる部分及び「○公共 事業」で始まり「構わない。」で 終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「発言要旨」の【再整備に関す ること】のうち「○現施設解体 後」で始まり「決まっていな い。」で終わる部分を除く内容全 部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「発言要旨」の【まとめ（組合 長が組合員に対し発言）】の内容 全部	条例第6条第1項第2号
温室B団地再整備に 係る事業費と財源 （概算）	文書作成日、「豊橋市環境部施設 建設室」及び文書名を除く内容 全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
補償の考え方につい て	【確認が必要となる主な資料 （青色申告の場合）】の具体的内 容部分以降の内容全部	条例第6条第1項第7号
温室団地再整備スケ ジュールのイメージ	文書名を除く内容全部	条例第6条第1項第7号
国補助の獲得につい て	「(3) 整備する施設の要件」の うち「設置面積が 500 m ² 以上」 以降の内容全部	条例第6条第1項第7号

資料番号 16

文 書 名	非 公 開 部 分	根 拠 規 定
協議録	「発言要旨」のうち「○8月26日(金)」で始まり「結論になった。」で終わる部分及び「○組合と市」で始まり「示したい。」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号

資料番号 17

文 書 名	非 公 開 部 分	根 拠 規 定
協議録	「発言要旨」の【今後の流れについて】のうち「●今後は、」で始まり「行っていく。」で終わる部分及び「●覚書」で始まり「締結する。」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「発言要旨」の【組合長より要望】の内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「発言要旨」の【再整備について】のうち「御津の」で始まり「未定とのこと。」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	【その他】の内容全部	条例第6条第1項第2号
覚書(案)	文書名、「平成 年 月 日」及び覚書締結者を除く内容全部	条例第6条第1項第7号
確認事項	文書名を除く内容全部	条例第6条第1項第7号

資料番号 18

文 書 名	非 公 開 部 分	根 拠 規 定
協議録	「出席者」欄のうち組合側出席者の一部	条例第6条第1項第2号
	【あいさつ】のうち組合長の発言内容全部	条例第6条第1項第2号
	「協議要旨」の【豊栄町説明会（H28.10.30）について】のうち「●先日、」で始まり「思っている。」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号
	「協議要旨」の【今後について】のうち「●どのように」で始まり「詰めていきたい。」で終わる部分、「○飯村町」で始まり「思っている。」で終わる部分及び「●農業支援課」で始まり「出来るだろう。」で終わる部分を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号

資料番号 19

文 書 名	非 公 開 部 分	根 拠 規 定
確認事項（決裁添付資料）	文書名を除く内容全部	条例第6条第1項第7号
温室B団地再整備に係る事業費と財源（概算）	「＜参考＞温室組合提示資料」及び文書名を除く内容全部	条例第6条第1項第2号 及び 条例第6条第1項第7号

温室団地再整備スケジュールのイメージ	「＜参考＞温室組合提示資料」及び文書名を除く内容全部	条例第6条第1項第7号
確認事項（平成28年11月7日締結の覚書添付資料）	文書名を除く内容全部	条例第6条第1項第7号

【別表3】本件対象部分のうち審査会が非公開決定は妥当であると判断した部分

資料番号1

文 書 名	非 公 開 部 分
協議録	「4. 質疑応答、意見交換」の【組合】、【市】及び【農協】との発言部分のうち、「土地代の価格」から始まり「施設を考えている。」で終わる部分、「県の補助制度」で始まり「ない。」で終わる部分、「いつまでに結論を出すのか？」の部分、「すべてを決める」で始まり「見通しをたてたい。」で終わる部分及び「市内に農業生産」で始まり「お願いしたい。」で終わる部分を除く内容全部
資源化センター施設整備事業について	2頁目全部
温室B団地の施設更新計画について	「2. 計画のイメージ」のうち冒頭の内容及び「5. 市の支援について」の(1)の内容を除く内容全部

資料番号2

文 書 名	非 公 開 部 分
協議録	協議内容の【全体について】のうち「○組合全体」で始まり「いきたい。」で終わる部分を除く内容全部
	協議内容の【代替地について】、【国補助について】、【要望事項について】、【今後の進め方に関して】及び【豊栄町について】の内容全部

資料番号3

文 書 名	非 公 開 部 分
協議録	「1. 資料(別添)に基づき、説明」の【説明内容】

	のうち「・国補助獲得」で始まり「要件がある。」で終わる部分を除く内容全部
	「2. 協議要旨」の【案1・2について】及び【蒸気供給について】の内容全部
	「2. 協議要旨」の【国補助について】のうち「○国の補助は」で始まり「依頼している。」で終わる部分を除く内容全部
	「2. 協議要旨」の【まとめ】のうち「・国補助獲得」で始まり「協議してみる。」で終わる部分を除く内容全部
A団地の代替地と温室の配置について（案1）	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部
A団地の代替地と温室の配置について（案2）	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部
農業生産法人について	「(4) その他」の内容全部

資料番号4

文 書 名	非 公 開 部 分
協議録	「1. 資料（別添）に基づき、説明」の【内容】のうち「・温室B団地敷地内の市道の払下げ、交換について」の具体的な説明内容全部
	「2. 協議要旨」の【市道の払下げ、交換について】、【休業期間について】、【事業費、自己負担額について】、【蒸気供給について】、【作業などの共同化について】及び【その他】の内容全部
	「2. 協議要旨」の【低コスト耐候性ハウスについて】のうち「○基準で決め」で始まり「一長一短だ。」

	で終わる部分を除く内容全部
	「2. 協議要旨」の【組合の方針（協議の継続）について】のうち「〇市とは出来る」で始まり「形にしていきたい。」で終わる部分を除く内容全部
	「2. 協議要旨」の【国補助について】のうち「〇他に使える」で始まり「報告する。」で終わる部分を除く内容全部
	「2. 協議要旨」の【まとめ】のうち1行目の部分及び「・密に意見交換」で始まり「こととする。」で終わる部分以降の内容全部
A団地の代替地と温室の配置について（案3）	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部
強い農業づくり交付金について（補足）	「2. 建設費の試算」のうち表の「整備費（概算）」欄及び「備考」欄の内容全部

資料番号5

文 書 名	非 公 開 部 分
協議録	「1. 資料（別添）に基づき、説明」のうち「・温室建設費及び財源のイメージについて」及び「・温室へのエネルギー供給方法について」の内容全部
	「2. 協議要旨」の【低コスト耐候性ハウスについて】のうち「〇軒高3.5m」で始まり「ことになる。」で終わる部分を除く内容全部
	「2. 協議要旨」の【国の補助メニューについて】のうち「●担い手確保」で始まり「難しいだろう。」で終わる部分を除く内容全部
	「2. 協議要旨」の【温室建設費及び財源のイメージ

	<p>について】、【その他】及び【年度内に整理すべき項目】の内容全部</p> <p>「2. 協議要旨」の【温室へのエネルギー供給方法について】のうち「○蒸気」で始まり「値が張る。」で終わる部分を除く内容全部</p> <p>「2. 協議要旨」の【まとめ】のうち、</p> <p>(1) 1行目 12文字目から 32文字目までの部分（文字数には、句読点、記号等を含む。）</p> <p>(2) 「◎低コスト耐候性ハウス」で始まり「調査する。」で終わる部分と「◎補助メニュー」で始まり「追加報告する。」で終わる部分との間の部分及び「◎補助メニュー」で始まり「追加報告する。」で終わる部分以降の内容全部</p>
温室建設費及び財源のイメージ	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部
温室へのエネルギー供給方法について	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部

資料番号 6

文 書 名	非 公 開 部 分
協議録	「2. 資料（別添）に基づき、説明」のうち「・温室団地再整備スケジュールについて」の内容全部
	「3. 協議要旨」の【補償について】のうち「●耐用年数」で始まり「見積もる。」で終わる部分、「○国補助を」で始まり「見せないといけない。」で終わる部分及び「○業者を入れて」で始まり「必要だ。」で終わる部分を除く内容全部

	「3. 協議要旨」の【温室へのエネルギー供給について】のうち「○温水も」で始まり「安心だ。」で終わる部分を除く内容全部
	「3. 協議要旨」の【まとめ】の内容全部
温室団地再整備スケジュールのイメージ	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」、文書名及び1行目に記載された項目を除く内容全部
温室へのエネルギー供給について（一般的な考え方）	市長が非公開とした部分のうち1行目に記載された内容を除く内容全部

資料番号7

文 書 名	非 公 開 部 分
協議録	「1. 発言要旨」のうち「●話をまとめる」で始まり「言われている。」で終わる部分、「○平成34年には」で始まり「3年くらいかかる。」で終わる部分、「○この前の工事」で始まり「台数は減る。」で終わる部分及び「○市に色々な」で始まり「相談させてもらう。」で終わる部分を除く内容全部
	「1. 発言要旨」の【まとめ】の内容全部

資料番号8

文 書 名	非 公 開 部 分
協議録	【組合長発言要旨】の内容全部
温室B団地再整備に係る事業費と財源（概算）	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部
温室建設費及び財源のイメージ	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部

温室団地再整備スケ ジュールのイメージ	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を 除く内容全部
平成 27 年 12 月 11 日付 け参考資料	「(4) その他」の内容全部

資料番号 9

文 書 名	非 公 開 部 分
協議録	「発言要旨」の【B団地の補償範囲について】、【蒸気 供給について】及び【B団地再整備について】の内容 全部
	「発言要旨」の【休業補償について】のうち「○休業 補償は」で始まり「必要があるだろう。」で終わる部分 を除く内容全部

資料番号 10

文 書 名	非 公 開 部 分
協議録	「発言要旨」の【今回の説明内容について】、【豊栄町 について】及び【蒸気供給について】の内容全部
	「発言要旨」の【再整備について】のうち「●造成費 が」で始まり「確認しておく。」で終わる部分を除く内 容全部
温室B団地再整備に係る 事業費と財源（概算）	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を 除く内容全部
温室団地再整備スケ ジュールのイメージ	文書名を除く内容全部

資料番号 11

文 書 名	非 公 開 部 分
協議録	「発言要旨」の【説明内容について】のうち「○設備の補償額」で始まり「訳ではない。」で終わる部分を除く内容全部
	「発言要旨」の【今後について】の内容全部
	「発言要旨」の【B団地再整備について】のうち「○豊川浄化」で始まり「手配できると思う。」で終わる部分を除く内容全部
	「発言要旨」の【豊栄町について】のうち「○町内に6組」で始まり「推薦している。」で終わる部分を除く内容全部
	「発言要旨」の「※まとめ」のうち「・同日、」で始まり「行うことで合意。」で終わる部分を除く内容全部
補償の考え方について	【確認が必要となる主な資料（青色申告の場合）】の具体的内容部分以降の内容全部（ただし、1行目の項目を除く。）

資料番号 12

文 書 名	非 公 開 部 分
協議録	「発言要旨」の【補償内容について】及び【蒸気供給について】の内容全部
	「発言要旨」の【B団地再整備について】のうち「○今のままの」で始まり「必要がある。」で終わる部分を除く内容全部
	「発言要旨」の【今後について】のうち「●市を挙げで」で始まり「もらいたい。」で終わる部分を除く内容

	全部 「発言要旨」の【まとめ】の1行目及び2行目並びに3行目のうち20文字目から23文字目までの部分（文字数には、句読点、記号等を含む。）
温室B団地再整備に係る事業費と財源（概算）	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部
補償の考え方について	【確認が必要となる主な資料（青色申告の場合）】の具体的内容部分以降の内容全部（ただし、1行目の項目を除く。）
温室団地再整備スケジュールのイメージ	文書名を除く内容全部
温室建設費及び財源のイメージ	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部
平成27年12月11日付け参考資料	「(4) その他」の内容全部

資料番号 13

文 書 名	非 公 開 部 分
協議録	【あいさつ】のうち環境部長及び産業部長の発言以外の内容全部
	「発言要旨」の【B団地再整備について】のうち「○強い農業づくり」で始まり「考える方が良い。（産業部長）」で終わる部分の産業部長及び環境部長を除く発言者名及び「○強い農業づくり」で始まり「縛りが多い。」で終わる部分以前の内容全部
	「発言要旨」の【補償内容について】のうち「○収益減補償は」で始まり「くれるのか？」で終わる部分の

	<p>発言者名及び「●一定の計算式」で始まり「算定していく。(産業部長)」で終わる部分以降の内容全部</p> <p>「発言要旨」の【今後について】のうち「(環境部長)」以降の内容全部</p>
温室B団地再整備に係る事業費と財源(概算)	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部
補償の考え方について	【確認が必要となる主な資料(青色申告の場合)】の具体的内容部分以降の内容全部(ただし、1行目の項目を除く。)
温室団地再整備スケジュールのイメージ	文書名を除く内容全部
平成27年12月11日付け参考資料	「(4)その他」の内容全部

資料番号 14

文 書 名	非 公 開 部 分
協議録	「組合長発言要旨」の【全体説明会について】のうち「○7月11日」で始まり「説明している。」で終わる部分及び「○今晚、全員」で始まり「つもりでいる。」で終わる部分を除く内容全部
	「組合長発言要旨」の【スケジュールについて】、【その他】及び末尾の内容全部

資料番号 15

文 書 名	非 公 開 部 分
協議録	「発言要旨」の【全体に関すること】及び【まとめ(組合長が組合員に対し発言)】の内容全部

	「発言要旨」の【補償に関すること】のうち「○得意先喪失補償」で始まり「算定して補償する。」で終わる部分及び「○公共事業」で始まり「構わない。」で終わる部分を除く内容全部
	「発言要旨」の【再整備に関すること】のうち「○現施設解体後」で始まり「決まっていない。」で終わる部分を除く内容全部
温室 B 団地再整備に係る事業費と財源（概算）	文書作成日、「豊橋市環境部施設建設室」及び文書名を除く内容全部
補償の考え方について	【確認が必要となる主な資料（青色申告の場合）】の具体的内容部分以降の内容全部（ただし、1行目の項目を除く。）
温室団地再整備スケジュールのイメージ	文書名を除く内容全部

資料番号 16

文 書 名	非 公 開 部 分
協議録	「発言要旨」のうち「○8月26日（金）」で始まり「結論になった。」で終わる部分及び「○組合と市」で始まり「示したい。」で終わる部分を除く内容全部

資料番号 17

文 書 名	非 公 開 部 分
協議録	「発言要旨」の【今後の流れについて】のうち「●今後は、」で始まり「行っていく。」で終わる部分及び「●覚書」で始まり「締結する。」で終わる部分を除く内容全部

	「発言要旨」の【組合長より要望】及び【その他】の内容全部
	「発言要旨」の【再整備について】のうち「御津の」で始まり「未定とのこと。」で終わる部分を除く内容全部
覚書（案）	文書名、「平成 年 月 日」及び覚書締結者を除く内容全部
確認事項	文書名を除く内容全部

資料番号 18

文 書 名	非 公 開 部 分
協議録	【あいさつ】の組合長の発言内容全部
	「協議要旨」の【豊栄町説明会（H28.10.30）について】のうち「●先日、」で始まり「思っている。」で終わる部分を除く内容全部
	「協議要旨」の【今後について】のうち「●どのように」で始まり「詰めていきたい。」で終わる部分、「○飯村町」で始まり「思っている。」で終わる部分及び「●農業支援課」で始まり「出来るだろう。」で終わる部分を除く内容全部

資料番号 19

文 書 名	非 公 開 部 分
確認事項（決裁添付資料）	文書名を除く内容全部
温室B団地再整備に係る事業費と財源（概算）	「＜参考＞温室組合提示資料」及び文書名を除く内容全部

温室団地再整備スケジュールのイメージ	「＜参考＞温室組合提示資料」及び文書名を除く内容全部
確認事項（平成28年11月7日締結の覚書添付資料）	文書名を除く内容全部

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
29. 6. 6	○諮問（第88号）
29. 7. 20 （第69回全体会）	○実施機関から非公開理由等を聴取 ○審査
29. 10. 26 （第70回全体会）	○実施機関から非公開理由等を聴取 ○審査
29. 12. 15 （第71回全体会）	○実施機関から非公開理由等を聴取 ○審査
30. 2. 9	○答申内容の決定

【豊橋市情報公開・個人情報保護審査会】

委員（会長）	庄 村 勇 人
委員	赤 本 優
委員	見 目 喜 重
委員	菅 生 剛 弘